

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 20 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

2019・2020 年度用算数・数学、理科の補助教材の
配布方法の詳細について

平成 30 年 12 月 26 日付け事務連絡「2019・2020 年度用算数・数学、理科の補助教材の配布について」により、2019・2020 年度用算数・数学、理科の補助教材（以下「理数補助教材」という。）についてお知らせしましたが、この度、理数補助教材の配布方法の詳細が決定しましたので、お知らせします。

都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、十分周知するようお願いいたします。

記

1. 配布する補助教材【平成 30 年 12 月 26 日付け事務連絡 1. 改】

教材の種類	対象児童生徒	使用年度(年数)
2019 年度用小学校算数 (第 4 学年)	2019 年度小学校第 4 学年 (現小学校第 3 学年)	2019 年度 (1 年間)
2019 年度用小学校算数 (第 5 学年)	2019 年度小学校第 5 学年 (現小学校第 4 学年)	2019 年度 (1 年間)
2019・2020 年度用中学校数学 (第 1・2 学年)	2019 年度中学校第 1 学年 (現小学校第 6 学年)	2019・2020 年度 (2 年間)

2019・2020年度用中学校理科 (第1・2学年)	2019年度中学校第1学年 (現小学校第6学年)	2019・2020年度 (2年間)
2020年度用中学校数学 (第1学年) (※1)	2020年度中学校第1学年 (現小学校第5学年)	2020年度 (1年間)
2020年度用中学校理科 (第1学年) (※1)	2020年度中学校第1学年 (現小学校第5学年)	2020年度 (1年間)

(※1) 2020年度に中学校第1学年となる生徒が使用する補助教材です。**2020年度まで各学校等において保管をお願いします。**

下記の教科書発行者がそれぞれの教科書に準拠して作成した補助教材(冊子)を配布します。ページ数は8～28ページ(表紙を含む。)(※2)の予定です。

小学校算数	東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、日本文教出版
中学校数学	東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、数研出版、日本文教出版
中学校理科	東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館

(※2) 平成30年12月26日付け事務連絡1. では「8～32ページ(表紙を含む。)」としていましたが、訂正します。

2. 配布部数(予定)【平成30年12月26日付け事務連絡2. 改】

配布先	配布物	配布部数
①都道府県教育委員会	域内で採択されている全ての教科書発行者の補助教材	各50部
	上記以外の教科書発行者の補助教材	各10部
②指定都市教育委員会	採択している教科書発行者の補助教材	100部
③市区町村教育委員会 (指定都市を除く。)	採択している教科書発行者の補助教材	25部以上(※3)
④都道府県私立学校 担当部局	当該都道府県内の私立学校で採択されている全ての教科書発行者の補助教材	各10部

⑤各国公私立学校	採択している教科書発行者の 補助教材	児童生徒分、担当教 師分及び学校予備分
----------	-----------------------	------------------------

(※3) 平成30年12月26日付け事務連絡2. では「約25～50部」としていましたが、訂正します。

3. 配布方法

配布先	配布担当者
①都道府県教育委員会 ②指定都市教育委員会 ③市区町村教育委員会 ④都道府県私立学校担当部局 ⑤各国公私立学校	各都道府県特約供給所 又は 教科書取次供給所

4. 配布時期

配布先	配布時期
①都道府県教育委員会 ②指定都市教育委員会 ④都道府県私立学校担当部局	平成31年3月上旬から 順次配布
③市区町村教育委員会 ⑤各国公私立学校 (※4)	平成31年3月中旬から 順次配布

(※4) 各学校への配布にあたっては、教科書取扱供給所から、教科書同様、事前に配達日時について連絡があります。また、受領時には教科書同様、担当者による立会いをお願いします。

5. 受領にあたっての注意事項

<市区町村教育委員会>

- ・ 1種類につき25部以上が配布される予定です。
- ・ 教科書と異なり、**教科書取扱供給所は過不足等の不備について、対応できません**。過不足等の不備があった場合は、本事務連絡6. に基づいて御対応ください。

<各国公私立学校>

- ・理数補助教材は教科書と同じタイミングで配達することができません。各学校におかれては、必ず平成31年3月29日までに理数補助教材の受領をお願いします。
- ・教科書と異なり、**教科書取扱供給所は過不足等の不備について、対応できません**。過不足等の不備があった場合は、本事務連絡6.に基づいて御対応ください。
- ・「2020年度用」となっている理数補助教材は、2020年度に中学校第1学年となる生徒（平成31年度の小学校第6学年の児童）が使用する補助教材です。**2020年度まで各学校等において保管をお願いします**。誤って2019年度の中学校第1学年の生徒に配布したり、学校内で紛失したりしないよう御注意ください。

6. 過不足、紛失等への対応【平成30年12月26日付け事務連絡5. 改】

<各学校において余剰があった場合>

他校における不足や紛失等に対応するため、児童生徒及び担当教師への配布後に学校で残部が出た場合は**設置者が速やかに回収する**など、設置者を中心として適切に対応していただくようお願いします。

<各学校において不足や紛失等があった場合>

以下の要領で調整をお願いします。

都道府県立学校における不足	学校から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
市区町村立学校における不足（指定都市を含む）	学校から市区町村教育委員会に調整を依頼してください。調整が困難な場合は、市区町村教育委員会から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
私立学校における不足	学校から都道府県私立学校事務担当課に調整を依頼してください。調整が困難な場合は、都道府県私立学校事務担当課から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
国公立大学附属学校における不足	複数の附属学校を有する国公立大学法人においては、学校間で調整してください。調整が困難な場合は、国公立大学法人から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
株式会社立学校における不足	学校から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。

<都道府県教育委員会で調整が困難になった場合>

都道府県教育委員会から以下の担当に調整を依頼してください。

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係

電話：03-5253-4111（内線：2613）

E-mail:kyoiku@mext.go.jp

7. 2020年度用理数補助教材の部数調整調査の実施（予定）

特に2020年度用理数補助教材については過不足の調整が必要と予想されるため、以下の時期に、文部科学省により「部数調整調査」を実施する予定です。

各教育委員会等におかれては、本調査を所管・所轄の学校における部数調整に御活用ください。なお、部数調整調査実施前は、2020年度用の理数補助教材の過不足について文部科学省に問い合わせるのを極力お控えいただくよう御協力をお願いします。

2019年8～9月（予定）

2020年度用理数補助教材の部数調整調査

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局教育課程課

【下記以外に関すること】

教育課程企画室（平、田代、桑代）

電話：03-5253-4111（内線：4730）

E-mail:kyokyo@mext.go.jp

庶務・助成係（齋喜、角屋、吉田）

電話：03-5253-4111（内線：2425）

E-mail:kyoiku@mext.go.jp

【6. 及び本補助教材の内容に関すること】

教育課程第二係（橋本、荻野、太田桐）

電話：03-5253-4111（内線：2613）

E-mail:kyoiku@mext.go.jp